

文字表現から観た『日本書紀』の成立

森 博 達

一 はじめに

『日本書紀』(三十卷、七二〇年撰)は漢文で書かれており、その中に万葉仮名(音訳漢字)による歌謡が一二八首載せられている。私は中国語音韻学の立場からその万葉仮名を研究し、『古代の音韻と日本書紀の成立』(1991)を著した。核心は、書紀の一部の卷々の万葉仮名が渡来唐人によつて中国原音で表記されたというものである。

その後文章論・編修論に進み、『日本書紀の謎を解く―述作者は誰か―』(1996)を書いた。結論は次のとおり。

『日本書紀』は表記の性格によつて、 α 群・ β 群・卷三〇に三分される。 α 群(卷十四〜二一・二四〜二七)は持統朝(697〜)に統守言と薩弘恪が正音・正格漢文で述作した。 β 群(卷一〜十三・二二〜二三・二

八〜二九)は文武朝(697〜707)以後、山田史御方が倭音・和化漢文で撰述した。和銅七年(714)に国史撰述の詔を受け、紀朝臣清人が卷三〇を述作し、三宅臣藤麻呂が両群に潤色・加筆した。清人の述作は倭習が少なかったが、藤麻呂の加筆には倭習が目立った。

その後、残された課題について考察を深め、『日本書紀成立の真実―書き換えの主導者は誰か―』(2012a)を上梓した。第一章「日本書紀の研究方法与今後の課題」、第二章「日本書紀筋記」、第三章「日本書紀と古代韓国漢字文化」。この三章は二〇〇一年以後の拙稿を収録したものである。第四章「書紀研究の新展開」は主に前著以後、各分野で進展した書紀研究を紹介して検討を加えた。文章論・天文学・体例論・出典論等の新たな成果によつて、書紀の実態が一層明らかになりつつある。第五章「書紀成立論」は書

紀の文章を分析して、編纂の主導者を推定したものの。

本稿では、区分論から成立論へ至った私の書紀研究を顧みて、今後の研究の立脚点としたい。

二 書紀音韻論

『日本書紀』は舍人親王が詔勅を奉じ、養老四年五月二日に撰上されたという（『続日本紀』）。しかし舍人親王の下で誰が述作したのかは明らかでない。書紀の成立過程は書紀の表記と文章を分析して究明せざるを得ない。私は音韻研究から着手した。

万葉仮名は上代日本語の音価推定の最も重要な材料である。しかし有坂秀世（1955）によれば、万葉仮名資料には重大な限界がある。基礎になった漢字の音は倭音（日本語字音）であって、中国原音ではないといふのだ。

有坂倭音説の第一の論拠は、カ行の仮名に牙音k系統字と喉音h系統字が混用されている点である。書紀でもその混用が見られる。ところがその分布には著しい偏りが見られる。カ行に当てられた喉音h系統字は、「訶」「河」「胡」「許」「虚」の五字種・延べ六七字であるが、

これらはすべてβ群にしか現れない（表Ⅰ）。

この発見を起点として分析を進めた結果、α群の歌謡と訓注が唐代北方音という単一体系の中国原音によって音訳されていることが明らかになった。

さらに高山倫明（1981）などによって、アクセントの研究も進んだ。高山は万葉仮名として用いられた漢字の原音声調と古写本に差された声点を対照して、α群の一部の歌謡が、漢字の原音声調によって日本語のアクセントまで書分けていたことを発見した。一〇九番を例に取ろう。

波魯波魯你 ハロハロニ 渠騰曾枳擧喻屢 コヒモキコユル 之麻能野父播羅 シマのヤフハラ

平上平上上 平上平上上去去 平上平上上去平

LHLHH LLFHHHH LLLHHHL

【表Ⅰ】 書紀歌謡におけるh系統字カ行仮名の分布

分布する巻	カ			仮名	卷群
	暁母	匣母	曉母		
				訶	1
●				河	2
●	2			胡	3
●		1		許	5
●	2	3		虚	7
●	3	2			9
●	3	1			10
●	3	4	1		11
					12
●	3	2			13
					14
					15
					16
					17
					19
●		2	1	1	6
●	2				23
					24
					25
					26
					27
67	34	16	3	1	13
					計

【表Ⅱ】 上声対去声字の比率（高山倫明一九八二による）

去声優勢卷	比率	卷群	
		β群	α群
● 0.24	1		
● 0.32	2		
● 0.27	3		
● 0.32	5		
● 0.39	7		
● 0.42	9		
● 0.51	10		
● 0.42	11		
● 0.53	12		
● 0.48	13		
	1.35	14	
	1.39	15	
	1.33	16	
	1.64	17	
	2.50	19	
● 0.63	22		β群
● 0	23		β群
	2.06	24	
	1.38	25	α群
	2.74	26	α群
	1.02	27	α群

【表Ⅲ】 β群に偏在する代表的な奇用と誤用

語彙	卷群		(4)即*語順	(3)否定詞*語順	(2)有*所在	(1)因*接続詞
	β群	α群				
	7					7
	2					5
	1					2
						4
						5
	1	1				2
	3	4	3			6
	1		2			10
						4
				1		15
	2					7
	2			1		3
			1	1		2
				2		4
						13
						14
						15
						16
			1			17
						18
			1			19
						20
						21
	4	3			10	22
	1	3			1	23
						24
			1			25
					2	26
						27
	3				7	28
	1			4	21	29
						30
29	14	16	106			計

この歌謡では、し声点の差された字の原音声調は必ず平声になっている。また、し声点の字は必ず上声か去声になっている。原音声調と声点とが完全に一致するのだ。

高山（1982）はひき続いて興味深い現象を発見した。各歌謡での上声字と去声字の勢力比を調べたのである（表Ⅱ）。結果は、β群では全巻去声字が優勢となり、α群では全巻上声字が優勢となっていた。この現象は私の区分と完全に一致する。

三 倭習の偏在

「倭音」は音韻のレベルでの倭習であった。「倭習」とは日本語の発想に基づく、漢字・漢文の誤用や奇用（特殊な用法）である。それでは、語彙・語法・文体の倭習はどうか。こうして書紀文章論に着手した（1988）「古代の文章と『日本書紀』の成書過程」等）。

結果は、音韻論の結論と軌を一にした。書紀には様々な倭習が見られるが、それらは基本的にβ群に偏在しているのである（表Ⅲ）。以下に代表的な倭習を挙げよう。

① 然後洗眼。因以生神、号曰天照大神。(因りて) (卷二)

② 是玉今有石上神宮。(石上神宮に有り) (卷六)

③ 高枕而永終百年、亦不快乎。(亦快からずや) (卷六)

④ 即德麻呂等為先鋒以進射之。(即ち德麻呂等) (卷二八)

①の接続詞「因以」は奇用といえる。一〇六例すべてがβ群に偏在し、α群には一例も現れない。

②の「有」は「在」の誤り。この「有」字の誤用は十六例あり、十四例がβ群に偏在し、残り二例がα群である。

③は否定副詞の語順の誤り。ここは反語なので、「不亦快乎」でなければならぬ。このような否定詞の語順の誤りは十四例あり、十二例がβ群、残り二例がα群である。

④は副詞「即」の語順の誤り。「即」は普通副詞で、正格漢文では主語と述語の間に置かれる。主語の前に置くのは誤用である。このような「即」字の語順の誤りは二九例あり、二八例がβ群に偏在し、残り一例がα群である。

四 例外の原因

β群は倭音によって和化漢文で綴られ、α群は正音によって正格漢文で書かれている。両群の性格は基本的に倭漢の対立なのだ。しかし例外もある。例外の存在は貴重だ。

前節では、代表的な四種の倭習を取り上げ、その大半がβ群に偏在することを知った。例外は次の五例である。

⑤ 此等蝦夷国有何方。(此等の蝦夷国は何方に有りや) (卷二六「齊明紀」分注)

⑥ 国有東北。(国は東北に有り) (卷二六「齊明紀」分注)

⑦ 大臣大連・将相諸臣、咸推寡人。寡人敢不乖。(寡人敢て乖かじ) (卷十七「繼体紀」潤色文)

⑧ 斯等深不悟情、(斯等は深く情に悟らず) (卷二五「孝徳紀」大化の詔勅)

⑨ 即身心帰附、於他易照。(即ち身心の帰附するところは、他に照れ易し) (卷十九「欽明紀」百濟「上表文」)

このうち、⑤と⑥はともに卷二六「齊明紀」の分注に引用された「伊吉連博徳書」の文章である。史料名を明記し原文のまま転載したために誤用が残ったのであろう。

⑦は継体天皇が即位を受諾する場面である。「敢不乖」の正しい訓読は「敢へて乖じ」ではなく、「敢へて乖かざらむや」である。原文を正しく読解すれば、即位を拒絶することになる。ここは「不敢乖」が正しい。実はこれは潤色文で、誤りは潤色加筆者の漢文能力の欠如のために生じた。典拠は『異志』「孫休伝」で、次のとおり。

⑧ 将相諸侯、咸推寡人。寡人敢不承受璽符。〈寡人敢て璽符を承受せざらむや〉

小島憲之(1961)等によれば、漢籍による潤色は書紀撰述の最終段階で加えられた。α群の基本的編修が終了してから、後人が潤色加筆の際に語順を誤ったのである。

⑨は卷二五「孝徳紀」の大化二年の詔勅にある。「孝徳紀」の詔勅には、他の誤用も少なくない。さらに「大宝令」頒下(702)以後の用語である「御宇」も見られる。α群の基本的編修が終了してから、後人が加筆したもののだ。⑨は卷十九「欽明紀」五年三月条に掲載された百濟聖明王の「上表文」に見られる。この上表文は四字句でリズムを整えた美文だが、他にも誤用や奇用が混じっている。

五 α群中国人述作説

このようにα群の文章の誤用は、引用文と後人の潤色・加筆の箇所にはぼ限られる。α群本来の述作者の責任ではない。それでは、正音・正格漢文で書いたα群の述作者は日本人なのか。私は中国語を母語とする中国人一世だと確信している。万葉仮名の清濁異例が最大の根拠となる。

万葉仮名資料では、中国原音の無声無気音声母(ㄱ, ㄷ, ㄴ等)の漢字は清音仮名として用いるのが原則である。ところが、α群では濁音にも用いられている。「水」を

「瀧都(ミツ)」、「枝」を「曳多(エタ)」など、七字種・延べ十一例に上る。日本人なら清濁を間違えるはずがない。日本語に熟達しない中国人が犯した誤りだ。

書紀の古写本によって声点(アクセント符号)を調べたところ、予想通りこれらの異例音節はすべて高平調のアクセントをもっていた。高平調の音節は発端高度が高く、喉頭の緊張が持続するので、声帯の振動が妨げられ、濁音要素が減殺される。その結果、高平調の濁音音節を中国人が清音と聞き誤ったのだろう(森1991)。

中国人説の証拠は、卷十四の記事にも見られる。安康天皇が皇后に「吾妹」と呼びかける。そこに次の分注がある。称妻為妹、蓋古之俗乎。〈妻を称ひて妹とするは、蓋

し古の俗か〉

男が妻を「吾妹(わぎも)」と呼ぶのは、奈良時代でも一般的な慣習である。ところがそれを奇異に思つて、「昔の習俗か」と注釈を加えているのだ。α群の述作者は日本人の常識を知らなかったのである。

α群の述作者が中国人であると考えれば、従来不可解であった問題も解決できる。例えば卷十七「継体紀」には、七年から十年にかけて伴跋国の帶沙を百濟に与える事件と、二三年に加羅の多沙津を百濟に与える事件が記されている。三品彰英(1966)によれば、卷十七の編修者が同一事件を

別個の事件と誤認した結果という。

この事件の際に朝廷から派遣された使者について、前者では『百濟本記』を引いて「物部至至連」と云い、後者では日本側の史料に拠つたらしく、「物部伊勢連父根」と称している。『百濟本記』の「至至」は「チチ」の音訳漢字（古韓音による）であり、後者の「父」の和訓と一致する。述作者が日本人であれば、使者の名前の類似によって容易に同一事件と推測できたはずである。ところが述作者は別個の事件と誤認した。「父₁チチ₂至至」という日本人の常識を知らなかったのだろう。

六 α群の述作者と編修の順序

編修の順序を知るための鍵は、両群の安康天皇暗殺の記載にある。α群の冒頭、巻十四は「雄略紀」なのに先帝暗殺の経緯が詳細に記述されている。一方の巻十三は「安康紀」なのに一句で済ませ、「辞具在大泊瀬天皇紀（記事は雄略紀に詳しく載せられている）」と分注を施している。本末転倒である。α群の述作が先行したのだ。

前述のように、α群の基本的な述作は渡来唐人によって行われた。書紀の編纂は律令の撰修と並ぶ国家の大事業であった。最もふさわしい人物が選ばれたはずである。最有力候補は大学の音博士、続守言と薩弘恪だ。持統朝に揃っ

て三度賞賜されている。中でも、二度目の賞賜（六九一年九月四日）は重要だ（同時に書博士百濟末土善信も賞賜）。その直前の八月十三日に、書紀編纂の重要史料となった「墓記」進上の詔が十八氏に下されているからである。

古代の画期は雄略朝と大化改新であった。続守言が巻十四「雄略紀」からを担当し、薩弘恪が巻二四「皇極紀」からを担当したのだろう。続守言は六六〇年の戦争で百濟軍の俘虜となり、献上されて来日した。巻二六「斉明紀」では来日の時期について二説を併記している。薩弘恪がここを執筆したのだ。そのとき、続守言はすでに亡くなっていたのだろう。薩弘恪は文武四年（700）の「大宝律令」編纂の奉勅後、史料に現れない。巻二四〜二七を述作して引退したのだろう。

七 β群の文章と山田史御方

一方、β群の述作は文武朝に始まったと考えられる。小川清彦（1946）によれば、書紀には二種の暦が用いられた。巻十三の「安康即位前紀」までは新しい「儀鳳暦」を用い、安康三年からは古い「元嘉暦」を用いている。現実には文武二年（698）から儀鳳暦が単独で施行された。それゆえβ群の撰述者は文武朝以後の学者に求められる。

私は山田史御方が随一の候補と考える。山田史は移民系

氏族であり、御方は学僧として新羅に留学し、帰国後還俗し大学で教えた。七〇七年には「学士を優まむ」として賞賜され、七二一年には「文章の師範」として褒賞されている。β群の述作者は漢字の正音に暗く、訓読によって文章を綴っていた。そのうえβ群は仏教漢文の影響を受けている。御方の経歴はβ群の性格と合致する。

β群における仏教漢文の影響については、拙著(1999)で「未經幾々」という語句を挙げた。書紀ではβ群にのみ五例見られる(後掲【表V】)。一例紹介しよう。

⑩熊襲既平、未經幾年、今更東夷叛。(卷七「景行紀」)
「未經幾々」という語句に初めて言及したのは太田善磨(1992)であり、瀬間正之(1999)は出典を調べた。その結果、この語句は漢籍には無く、『経律異相』等の仏典の常套句であることが明らかになった。

「未經幾々」という語句は『万葉集』にも二例用いられている。その一例はβ群の述作者を考える上で興味深い。卷二・一二三番歌の題詞で、次のとおり。

③三方沙弥娶園臣生羽之女、未經幾時臥病作歌三首。

「沙弥」は少年僧。三方は若くして還俗し妻帯したのだ。「三方沙弥」は山田史御方のことだろう。「御方」は「三方」とも表記されている。彼の経歴は前述のとおり。

いま仏教漢文の影響と思われるβ群の用例を補充しよう。

副詞の「亦」である。副詞「亦」は正格漢文では主語と述語の間に置かれ、「もまた」と訓まれる。ところが書紀には、「亦」を主語の前に置く例が少なくない。正格漢文では誤用である。書紀にはこの誤用が計四十例ある。α群には一例しかなく、残る三十九例はβ群に偏在する。α群を含む三例を掲げよう。

①因白、亦吾姉磐長姫在。(卷二「神代紀下」)

②大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也。(卷十八「安閑紀」)

③亦佞媚者、对上則好説下過、(卷二二「推古紀」)
「憲法」第六条)

全四十例の分布は【表V】のとおり。α群の一例は②で、これは編纂の最終段階における加筆と考えられる。その根拠は直前の天皇の勅語にある。そこには「每念於茲、憂慮何已。〈茲を念ふ毎に〉」という文章があり、この「於」の用法が問題となる。日本語の直接目的語の格助詞「ヲ」に「於」を用いる例は一三例あるが、すべてα群に偏在し、後述の如く、最終段階での加筆と考えられる文章に現れる。つまり②はα群の本来の述作者の誤りではないのである。

要するに、「亦」字を主語の前に置く誤用はβ群に偏在する。石井公成氏のご示教によれば、仏教漢文では「亦」が主語の前に来る用例も多いという。一例を挙げよう。

④亦我当得無上正真道『法鏡経』(後漢安息国安玄述、

厳仏調訳。

八 α群特有の誤用と筆癖

書紀の漢文の誤用や奇用は基本的にβ群に偏在し、例外は引用文や後人による加筆文に現れていた。しかし稀だが、α群特有の誤用や筆癖もある。それぞれ一例ずつ挙げよう。

- ⑭ 縦使星川得志共治家国、必当戮辱遍於臣連、酷毒流於民庶。(縦使星川、志を得て共に家国を治めば)(巻十四「雄略紀」)

- ⑮ 超摠絶於埃塵、(埃塵を絶ち)(巻十四「雄略紀」)

⑭は讓歩の接続詞「縦(たとひ)とも」を仮定に用いた誤り。これは雄略天皇の遺詔で、潤色文である。典拠は『隋書』「高祖紀」で、次のとおり。

- ⑯ 若令勇秀得志共治家国、必当戮辱遍於公卿、酷毒流於人庶。(若し勇・秀をして志を得て共に家国を治めれば)

このように典拠の『隋書』では正しく仮定の接続詞「若」が用いられている。後人の潤色加筆の際の誤用である。

「縦」の確実な誤用は六例あり、全てα群に偏在する(表IV)。潤色の誤りが一例、朝鮮関係記事が三例、大化の詔勅が二例。誤用にも個性があるのだ。このうち少なくとも潤色と大化の詔勅は加筆者の誤用だろう。

- ⑰ 超摠絶夫塵轍、(かの塵轍を絶ち)後人の潤色の際に「於」字の筆癖が現れたのだ。訓読で「置き字」として「ヲ」を送る用法である。この確実な筆癖は十三例ある。α群に十二例、卷三〇に一例(表IV)。

α群の十二例の内訳は、潤色が二例、大化の詔勅が二例、卷二一が三例、卷二七の朝鮮関係記事が一例、その他が四例である。潤色と大化の詔勅は後人の加筆だ。卷二一はα群であるにもかかわらず、他の誤用や奇用も少なくない。卷二一にはこの筆癖も含めて、後人による加筆があったと

【表IV】 α群に偏在する代表的な誤用と筆癖

語彙	群	
	卷	β群
(1) 縦*仮定	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
(2) 於*一ヲ	1	14
	1	15
		16
	2	17
	2	18
	1	19
	1	20
	3	21
		22
		23
		24
	3	25
		26
	1	27
		28
		29
	1	30
	13	6
		計

【表V】 仏教漢文・朝鮮俗漢文と共通する奇用・誤用の分布

語彙	卷群																																
	β群																																
(1)未経幾〇	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計		
(2)亦+主語		2			1		9	2		6	1		1					1			1		5	3					1				5
(3)導														1					2	1													11
(4)之*終結辞		4			8	10								1							3		5										11
(5)以*具格助詞		9	2				1	24	4	12	8	1	12	4	1	11						1	17	3	2								232
(6)別+主語																																	7
(7)在*動名詞語尾															1										2	2							7

推測される。「その他の四例」も前後に倭習が見られるなど、後人の加筆と考えられる(森2005「聖徳太子伝説と用明・崇峻紀の成立過程」、森2011a所収)。

問題は書紀の朝鮮関係記事の一例で、次のとおり。

⑯ 遣前將軍(中略)等、救於百濟。〈前將軍(中略)等を遣して、百濟を救はしむ〉(卷二七「天智即位前紀」)

これも後人による加筆なのか、今はまだ決定できない。朝鮮関係記事には確実に後人の加筆と考えられる記載もある。それは卷二〇「敏達紀」の「檜隈宮御萬天皇」で、日系百濟官僚の日羅の発話中に現れている。「萬」は「宇」の異体字。「御宇」や「御萬」は大宝二年(702)に「大宝

令」が頒下されて以後に使われるようになった語彙である(太田晶二郎1931)。したがって卷二〇の「檜隈宮御萬天皇」という表記は持統朝の統守言のものではありえない。α群の朝鮮関係記事の一部が、後人の手になることを示す明証である。

九 編纂の最終段階での加筆

書紀には「導」という見慣れない字が計十一例用いられている(分布は【表V】)。「集韻」(1037年)は、「導、説也、通作道」と云う。「説く・言う」の意であり、漢籍には稀な冷僻字である。

しかし『仏本行集経』(隋・北天竺闍那崛多訳)や『法

苑珠林』(688年、唐・道世撰)等、仏典には見られる。敦煌写本の仏典にも数例用いられている(趙紅2012)。

また新羅の碑石では、「浦項中城里新羅碑」(41年?)に一例、「迎日冷水里新羅碑」(633年)に二例現れる。

書紀の十一例の「遵」字から、四例を掲げて解説しよう。

①7 目大連対曰、臣觀女子行歩、容儀能似天皇。天皇曰、見此者咸言、如卿所遵。(卷十四「雄略紀」)天皇の発話)

①8 聖明王曰、(中略)別汝所遵、恐致卓淳等禍、非新羅自強故、所能爲也。(卷十九「欽明紀」)百濟聖王の発話)

①9 然今群卿所遵天皇遺命者、小小違我之所聆。(卷二三「舒明即位前紀」)山背大兄王が告げさせた発話)

②0 如卿所遵其勝必然。(卷二四「皇極紀」)自殺前の山背大兄王の発話)

①7は前文に「容儀能似天皇」とある。「能」字は誤用で、ここは「良」字が適当である。後人の加筆と考えられる。

①8は百濟聖王の発話であるが、「別汝所遵」の「別」字は興味深い。正格漢文では、「別」に接続詞の用法はない。ここは「別」が主語の前に置かれ接続詞として用いられている。このような「別」字の誤用は書紀に七例あり、朝鮮の変格漢文にも見られる(後述)。

①9と②0は山背大兄王の物語である。山背大兄王は聖徳太子の世子であり、後に一族は滅亡した。①9など三例はβ群の卷二三「舒明即位前紀」にあり、田村皇子と皇位を争った記事である。①9では、直後に「天皇命以喚」という文章がある。正格漢文ならば「以天皇命喚」が正しい。「以」字を目的語に後置するのは、朝鮮変格漢文の具格助詞と同じ用法である。詳細は後述するが、「遵」字と合わせ考えれば朝鮮俗漢文の影響である可能性が高い。

②0など二例は卷二四「皇極紀」に載せられている。山背大兄王が蘇我入鹿に攻撃されて自殺し、一族が滅亡する記事である。山背大兄王は聖人として描かれている。卷二四はα群であるが、この記事には倭習が数多くある。入鹿を非道な逆臣として描くために、書紀編纂の最終段階で後人が加筆したものと考えられる。卷二三の三例も山背大兄王の記事であった。卷二三はβ群であるが、山背大兄王が皇位を争うほどの有力皇族であることを示唆している。これも後人の加筆である可能性が高い。

結局、十一例のうち四例は朝鮮関係記事、卷十四・十五の二例は後人の加筆。残りの山背大兄王関係の五例も後人の加筆であろう。

それでは加筆者は誰なのか。『続日本紀』によれば、和銅七年(716)、従六位上紀朝臣清人と正八位下三宅臣藤麻

呂に国史撰述の詔が下りた。当時、書紀編修所には二つの仕事が残っていた。卷三〇「持統紀」の撰述と諸卷に潤色・加筆する作業である。位階から見て、清人が主に卷三〇を撰述し、藤麻呂が潤色・加筆を担当したのだろう。

清人はその後「文章の師範」と称され文章博士も拝命し、従四位下で卒した。一方の藤麻呂はその後記録に現れない。書紀の加筆には数多くの倭習や吏読的な表記が見られる。藤麻呂の加筆と考えれば理解しやすい。『新撰姓氏録』によれば、「三宅人」「三宅連」「三宅史」は朝鮮半島からの移民系氏族である。三宅臣藤麻呂も同様だろう。

拙著(2011a)で述べたように、 α 群の中で倭習の最も集中する記事が三ヶ所ある。卷二五「孝徳紀」の「大化詔勅」、卷二四「皇極紀」の「乙巳の変」および「上宮家滅亡」の記事である。天智天皇と中臣鎌足を律令国家樹立の英雄とするために「大化改新」が必要となり、「乙巳の変」を正当化するために蘇我入鹿を極悪非道の逆臣にせねばならなかった。そのために、入鹿に滅ぼされた山背大兄王の聖人化が要請されたのだ。藤麻呂の加筆だろう。

十 日韓共通の変格用法

書紀の文章には日韓共通の変格用法が見られる。ここでは代表的な四種を挙げておこう。

② 臣雖知其逆、未受太子命之。(卷十二「履仲即位前紀」)

② 別小鹿火宿禰、從紀小弓宿禰喪來時、(卷十四「雄略紀」)

③ 是以賤賊陋口以奉尊号。(卷七「景行紀」)

④ 故今顯示集在黎民。(卷二五「孝徳紀」) 大化二年二月 戊申の詔)

②の句末の「之」字は韓国変格漢文の終結辭と同じ用法で、正格漢文としては奇用である。書紀における分布は【表V】のとおり。この奇用は書紀に計二四三例あり、二七例が β 群に偏在する。残り十六例のうち十五例が α 群一例が卷三〇に現れている。

α 群の用例は次の二種に分けられる。大化改新関係記事と朝鮮関係記事である。一例ずつ掲げよう。

⑤ 吾起兵伐入鹿者、其勝定之。(卷二四「皇極紀」) 二年 十一月条・山背大兄王自殺)

⑥ 百濟国主謂臣言、塞上恆作惡之。(卷二四「皇極紀」) 元年二月条・百濟弔使の報告)

⑤は卷二四の山背大兄王の自殺記事に現れている。この記事には倭習が多い。同一記事の中から語彙と語順の誤りを一例ずつ示そう。

⑦ 「山背大兄王等対曰」。山背大兄王が下位の三輪文

屋君に答えたもの。正格漢文では、下位の者が上位の者に答える場合に「対曰」を用いる。ここは「答曰」が正しい。

⑳ 「速可向山求捉彼王」の「速可」は語順の誤り。

拙著では、山背大兄王の自殺記事を後人による加筆と考えた。要するに終結辞「之」字が α 群に現れる例外十五例のうち、八例は㉕のような後人の加筆や原資料の反映と考えられる。残る七例はすべて㉖のような朝鮮関係記事である。これには原資料の反映や後人の加筆が考えられる。

前節で、卷十九「欽明紀」に見える百濟聖王の発話を取り上げ、その「別汝所導」という文章を検討した。「別」字が主語の前に置かれた誤用である。このような「別」字の誤用は書紀に七例あり〔表V〕、韓国古代の変格漢文にも見られる。書紀から四例挙げよう。

㉑ 別小鹿火宿禰、從紀小弓宿禰喪來時、(卷十四「雄略紀」)

㉒ 聖明王曰、「」。別汝所導、恐致卓淳等禍、非新羅自強故、所能為也。(卷十九「欽明紀」百濟聖王の発話、朝鮮関係記事)

㉓ 別塩屋魚・神社福草・朝倉君・梶子連・三河大伴直・蘆尾直、此六人奉順天皇。(卷二五「孝徳紀」、大化二年、東国朝集使等への詔)

㉔ 伊吉博得言、(中略) 別倭種韓智興・趙元宝、今年共

使人婦。(同、白雉五年、分注「伊吉博得言」)

七例のうち、㉑と㉓は後人による加筆であろう。㉒を含む卷十九の二例は朝鮮関係記事で原史料に基づくものかもしれない。㉔は分注に引用された「伊吉博得」の言葉であり、原史料を転載したもの。卷二九と卷三〇の各一例は α 群ではないが、いずれも新しい時代の詔勅なので、原資料の転載かもしれない。

これらと同様の「別」字の用例は古代韓国でも見られる。これらと同様の「別」字の用例は古代韓国でも見られる。

㉕ 「丹陽新羅赤城碑」・「別官賜□□□□合五人之」

㉖ 「壬申誓記石」・「又別先 辛未年七月二十二日 大誓」

前節では、㉑の「導」字例の直後の「天皇命以喚」という文章を指摘した。この「以」字は以下の朝鮮俗漢文の具格助詞「以」字と同じ用法であった。

㉗ 「南山新城碑」(g[5]年)・「南山新城 作節 如法以作」

㉘ 「開寧葛項寺造塔記」(785年)・「三人業以成在之」

書紀における分布は〔表V〕。計十例のうち九例が β 群に偏在し、 α 群は次の一例のみ。

㉙ 每五十戸一人以宛諸司。(卷二五「孝徳紀」、大化二年詔)

卷二五「孝徳紀」は α 群なのに、詔勅を中心として大量の倭習が見られる。編纂の最終段階における後人の加筆と考えられる。天智天皇と中臣鎌足を讃美する加筆であろう。

「孝徳紀」の詔勅には他にも吏読と共通した語法が見られる。動名詞語尾の「在」字である。書紀には次の二例がある（表V）。

③④ 故今顯示集在黎民。〈集へる〉（卷二五「孝徳紀」大化二年の詔）

③⑤ 又詔、集在国民、所訴多在。（同詔）

二例とも卷二五「孝徳紀」大化二年二月戊申の詔であり、後人の加筆と考えられる。古代韓国における「在」字の吏読的表記は次の二例を挙げておく。

㊦ 「戊戌塙作碑文」（578年）：「此成在□人者」

① 「竅興寺鐘銘」（889年）：「此願起在 清高法師 光廉和尚」

十一 書紀は未定稿

書紀には杜撰な記事が数多くある。撰上前に通覧点検すれば整理できたはずである。第五節でも指摘したが、卷十四「雄略即位前紀」の「吾妹」に対する「称妻為妹、蓋古之俗乎」という分注もその一例であった。

α群には他にも奇異な分注がある。判断を回避して後考に俟つという内容である。

③⑥ 後勸校者、知之也。（卷十七「繼体紀」卷末分注）。繼体の崩御年について二説あり、判断を後考に俟つたもの。

の。

③⑦ 後勸者知之。（卷十九「欽明紀」二年三月条分注）。后妃の系譜について正確な知識を後考に委ねたもの。

③⑧ 故今存注、其決焉。（卷二六「斉明紀」卷末分注）。続守言等の来日時期に二説あり、判断を後考に俟つたもの。

また、次のような興味深い例もある

③⑨ 壬申詔、云云。以醉香手姫皇女、拜伊勢神宮、春日神祀。【是皇女自此天皇時速于炊屋姫天皇之世、春日神祀。自退葛城而薨。見炊屋姫天皇紀】（卷二一「用明即位前紀」【一】内は分注）

醉香手姫の「春日神祀」について「炊屋姫天皇（推古）の紀に見ゆ」とあるが、現在の「推古紀」にはこの話は見えない。α群「用明紀」の筆録者は「原推古紀」の記載を見て加注したが、β群「推古紀」の段階でこの記事が消去されたのだ。それならばこの分注も削除されねばならない。また③⑨の冒頭に「壬申詔、云云」とあるが、肝心の詔が省略されている。もはや「云云」は不要である。

「云云（云々）」は書紀に四十例現れる。その分布は偏在しており、卷三から卷二三までの間は、卷十九と卷二一にそれぞれ一例しか用いられない。「神代紀」上下二巻には計十三例あるが、三宅和朗（1984）によれば、「云々」で

省筆されたのは、前出の一書と文章上、内容上重複して「いたため」という。

一方、「神代紀」以外の二七例は③の「云云」のようにすべて不要である(森2011a、第五章参照)。巻二五・二六・二七・二九にそれぞれ七例・五例・七例・五例と頻出し、これら諸巻の仕上げの杜撰さが目立つ。

巻二七「天智紀」の杜撰さについては、坂本太郎(1965)が記事の重出・矛盾・疎漏を数多く指摘して、こう云う。

記事の前後の統一を図り、史筆の整齐を示そうとする用意が編者になかったこと、或いは(中略)その実現のできなかつたことを認めねばならぬ。

書紀は未定稿で提出されたのだ。事情があつたのだろう。時の権力者は天智の皇女元明上皇と鎌足の子息藤原不比等であつた。二人は孫の首皇子に皇統を継がせることで目的が一致していた。ところが、養老四年(720)三月、不比等は大病を得、書紀の撰上が急がれた。こうして書紀は未定稿のまま五月二十一日に撰上されたのである。不比等は撰上を見とどけ、八月三日に薨去した。

なお坂本は「天智紀」の文体の特色を二種指摘している。第一は、「二つの事項を与で連ねて並べ挙げる方法」であり、七例を掲げている。第二は、「場所を示す副詞句を文章の初めに出す仕方」であり、四例を掲げている。次の文

章はこの二種の特色を兼備した例である。

④〇三年是歳、於对馬嶋・志岐嶋・筑紫国等、置防与烽。

坂本は第一の特色については、「天智紀以外は持統紀に非常に多い」と云う。実は第二の特色も「持統紀」に少ない。一例を挙げよう。

④乙巳、於筑紫小郡、設新羅甲使金道那等。(三年六月)

これらによれば、「天智紀」には「持統紀」の撰述者(紀朝臣清人と推定)による加筆があつたのかもしれない。加筆の時期は次の文章から限定される。

④阿陪皇女、及有天下、居于藤原宮。後移都于乃楽。(七年正月)

平城遷都は和銅三年(710)三月十日のことであり、加筆はそれ以後となる。

十二 むすび

『日本書紀』は日本最高の古典である。区分論の深化と成立論の展開によって、書紀研究は新たな段階に到達した。宣長曰く、「書はその記せる言辞を主にはありける」。上代文学研究者に期待する次第である。

【主要参考文献】

有坂秀世(1965)『上代音韻攷』三省堂

太田晶二郎 (1931) 『葉師寺東塔擦銘並序』雜記』武蔵高等学
校『校友会誌』14

太田善麿 (1962) 『古代日本文学思潮論(Ⅲ)——日本書紀の考
察——』桜楓社

小川清彦 (1946) 『日本書紀の暦日に就て』内田正男編著『日
本暦日原典』(1972年、雄山閣)所収

小島憲之 (1962) 『上代日本文学与中国文学(上)』塙書房

小島憲之・西宮一民 (1964) 『日本書紀の成立』『国文学 解釈
と鑑賞』29—1、至文堂

坂本太郎 (1955) 『天智紀の史料批判』『古事記と日本書紀』
(1988年、吉川弘文館)所収

瀬間正之 (1999) 『未経』『既経』——師説『太安万侶日本書紀
撰修参与説』をめぐって——『古事記・日本書紀叢書』群
書

高山倫明 (1981) 『原音声調から観た日本書紀音仮名表記試論』
『語文研究』51

高山倫明 (1982) 『書紀歌謡音仮名と原音声調』『文献探求』10

趙紅 (2012) 『敦煌写本漢字論考』上海古籍出版社(中文)

三品彰英 (1966) 『継体紀の諸問題』『日本書紀研究』第2冊、
塙書房

三宅和朗 (1984) 『記紀神話の成立』吉川弘文館

森博達 (1977) 『日本書紀』における万葉仮名の「特質—漢字
原音より観た書紀区分論—」(『月刊』文学)45—2、岩波
書店

森博達 (1988) 『古代の文章と『日本書紀』の成書過程』『日本

の古代14 ことばと文字』中央公論社

森博達 (1991) 『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館

森博達 (1999) 『日本書紀の謎を解く—述作者は誰か—』中公
新書

森博達 (2011a) 『日本書紀 成立の真実—書き換えの主導者は
誰か—』中央公論新社

森博達 (2011b) 『日本書紀に見える古代韓国漢字文化の影響
(続篇)—山田史御方と三宅臣藤麻呂—』『木簡と文字』8、
韓国木簡学会(韓国語)